

写

F No. 2 ・ 1 ・ 3 （甲）

平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日

西地区自治会連合会
西地区住みよい町づくり運動推進委員会
会長 高橋 廣行 様

秦野市長 古 谷 義 幸

「質問書 秦野市の公共施設マネジメントについて～西中学校体育館等と西公民館の複合化～」について（回答）

仲秋の候 貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政運営に当たりましては、多大なる御理解と御協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、平成 2 5 年 8 月 9 日付けをもって貴会から質問書が提出されましたが、「公共施設の再配置」は、「人口減少と超高齢化が進む中でも、将来の市民に大きな負担を負わせることなく、市民のための公共施設を良好な状態で持続可能なものにする」ものであり、この再配置を進めていくことは、昨年 1 2 月に実施した市民アンケートの結果においても、貴会をはじめ市民の皆様はその必要性を御理解いただいているものと考えています。

再配置計画を進めるに当たっては、公共施設白書作成の段階から一貫して「客観性」と「透明性」を最重要視し、公共施設を使う市民の方も、使わずに税を支払い支える市民の方も同じテーブルで御意見をいただきながら策定を進めてまいりました。引き続き、今回の複合施設をはじめ、「公共施設の再配置」への取り組みに御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、質問内容と回答内容の対比が容易となるように、質問書の原文に対して個々に回答する形式とし、次ページ以降にその内容を記載いたしましたので、御理解をお願いいたします。

事務担当は、教育総務課複合施設計画担当です。

電話番号 0463-84-2783（教育総務課直通）

0463-82-5122（公共施設再配置推進課直通）

【1】 公共施設再配置 全体計画について

◆ 1 市全体の将来のあるべき姿を明確にして、ハコモノ政策に落とすステップについて

- ・ 20年後というような将来の秦野市のあるべき姿があつて、この中で公共施設はどうあるべきか、を考え、これに公共施設の現状から、この目標に向かう道筋を計画立案するのが正しい姿であるように思うのですが、市の計画を伺う中では、それが理解できません。
- ・ ハコモノの財政の将来だけから、その枠内でのマネジメントになってしまっている、ということになってはいないでしょうか。
- ・ ハコモノだけの部分最適の計画になっているのではないのでしょうか—
「部分の最適は、決して全体最適ではない」の視点が抜けているのではないのでしょうか。
- ・ 少子高齢化という未曾有の歴史的な大転換点に入って、日本では将来の見通しとそれへの対応の動きが出始めています（例；筑波大 久野教授の指導を受けての健康町づくりの三条市）。

一方、世界に目を転ずれば、スマートシティ構想等が進んでおり、都市の将来像への研究・実験が進められています。

【質問事項】

- ・ 市全体の将来のあるべき姿とハコモノ政策との関係について、検討状況をご教示願います。

【回答1】

「市全体の将来のあるべき姿」というご質問ですが、本市では、「みどり豊かな暮らしよい都市^{まち}」を理想の都市像として掲げています。

この都市像を実現するために、『秦野市総合計画（HADANO2020プラン）』を定め、これに基づく街づくりを進めています。この実現のためには、持続可能な行財政運営が行われることが前提となることから、総合計画の基本構想に「公共施設の配置、整備の方針」として、「持続可能な行政サービスを実現する公共施設の再配置を進める」ことを明記しています。

なお、「部分の最適は、決して全体最適ではない」という点に関しては、御意見として参考にさせていただきます。

◆ 2 秦野市総合計画 HADANO2020 プランの「協働・連携」の大方針との整合性

- ・ 西自治連では、秦野市とは秦野市総合計画 HADANO2020 プランで町づくりを「協働・連携」の大方針で進めていくものと認識しております。
- ・ 然るに、公共施設再配置計画のこれまでの進め方では、西自治連から見ますと、情報開示もなく、この「協働・連携」が必ずしも機能していないように見えております。
- ・ 公共施設再配置計画の策定プロセスが、残念なことに、西自治連からは現状が不透明に見えてしまっております。

【質問事項】

- ・ 公共施設再配置計画の策定プロセスは、秦野市総合計画 HADANO2020 プラン（*）でうたっている「協働・連携」の大方針と整合性がとれておりますでしょうか。

（*）市長は 2020 プランを「地域主権の観点に立ち、市民や地域、市民活動団体、事業者など、公共を担う多様な主体との「協働・連携」により、持続可能で、市民が誇れるまちをつくりあげていくための指針」と宣言されておられます。

【回答 2】

「秦野市公共施設の再配置に関する方針」及び「秦野市公共施設再配置計画第一期基本計画」は、専門家 8 名（うち 1 名は市内在住者、また 1 名は 30 年近く市内に居住された方です。）で組織する検討委員会を設置し、1 年 3 か月にわたって 15 回の会議を重ね、その提言をもとに策定をいたしました。

この検討委員会には、E-メンバー（電子メールにより会議に意見を届ける公募市民 10 名）が加わるとともに、すべてをオープンにした策定作業を進めるとの運営方針の下、傍聴を可能にするるとともに、すべての資料、会議録をできるだけ速やかにホームページ上で公開してきました。

また、方針案については、地区別市政懇談会において全地区で説明を行ったうえで内容に関する御意見を頂戴し、方針と計画の最終決定に当たっては、パブリックコメント手続きを経て、修正等を行いました。

こうした計画策定のプロセスにつきましては、「協働・連携」と整合性が図られているものと考えています。

なお、西地区内においては、次表とおり出前講座を実施し、方針や計画の内容を御説明させていただきました。

団体名	年月日	場所	参加
西地区市政懇談会	平成 24 年 11 月 11 日(土)	西公民館	49 名
西地区自治会連合会役員会様	平成 24 年 9 月 24 日(月)	西公民館	13 名
曲松自治会連合会様	平成 23 年 12 月 4 日(日)	曲松児童センター	16 名
曲松自治会連合会様	平成 22 年 12 月 3 日(金)	曲松児童センター	13 名

◆ 3 公共施設白書の基本方針について

- ・ 公共施設白書の公共施設の再配置に関する方針（*）の経緯がよく理解できません。

（*）公共施設白書では

『 公共施設の再配置に関する方針：

原則として、新規の公共施設（ハコモノ）は建設しない。 ② ……③…

方針の 2 番目：

最優先・義務教育・子育て支援・行政事務スペース

優先 ・財源の裏付けを得たうえで、アンケート結果などの客観的評価…』

【質問事項】

公共施設再配置の基本方針の策定にあたって、

- ① どの部門までを横断して、何を、どこまで考えられて方針決定がなされたのでしょうか。
- ② その根拠となるものは何なのでしょうか。
- ③ 市の他部門との将来展望の議論は十分に行われたのでしょうか

【回答 3 - 1】

方針と計画の策定作業に当たっては、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置要綱に基づき、15 の関係課長で構成する調整会議を設けるとともに、検討委員会の開催の際には、関係部課の推薦を受けた9名の職員が事務局の補助スタッフとして加わっています。

また、方針と計画は、秦野市庁議規則に基づき、市長、副市長、教育長及び全部長で組織する庁内の最高意思決定機関である庁議に諮ったのちに決定しているものです。

このように、再配置の方針と計画は、庁内関係部課等と共通認識を持ちながら、策定作業を進めてきたものと認識しています。

- ④ 市民の意見はどのように聴かれたのでしょうか
- ⑤ 自治会等、関係団体の意見はどのように吸い上げられたのでしょうか。
また、その方法で十分とお考えでしょうか、それとも十分でないとお考えなののでしょうか、不十分とのことでしたら、どうされるお考えなの
でしょうか。

【回答 3 - 2】

市民等からの意見聴取については、【回答 2】に記載したとおりです。

市政運営に当たり、「市民に説明をする」、「市民の意見を聴く」ということについて、何をどこまでするのかということに関して、正解はありませんが、今回の方針の策定に当たっては、これらのプロセスは多くの市民の方々に御納得をいただけるものであったと考えています。

◆ 4 少子高齢化とコミュニティ拠点

- ・ 少子高齢化を大前提に公共施設再配置計画は立案されています。少子高齢化は文字どおり今後は少子で、高齢者が急激に増える社会となり、高度文明の人類では初めての壮大な実験フェーズに日本は先陣を切って突入しています。これまでの延長でものごとは考えられない未知の世界に入りますが、失礼ながら、市の公共施設再配置計画ではこの視点があまりにも貧弱に見えてしまいます。公共施設再配置の最優先は、義務教育・子育て支援とうたっておられ、高齢化については、ほとんど言及がないように見えます。
- ・ 現実計画でも、小学校は残し、老人いこいの家は廃止という方針ですが、少子高齢化社会の到来という認識と矛盾していないのでしょうか。
- ・ 小中学校と公民館が一体化して将来のコミュニティの拠点形成するという方針ですが、ここでのコミュニティとは具体的に何を意味するのでしょうか。

【質問事項】 一

- ① 少子高齢化社会という前提で、なぜ小学校が最優先で、高齢化への対応にほとんど言及がないのでしょうか。
- ② 「小中学校と公民館が一体化での将来のコミュニティの拠点形成」とありますが、ここでのコミュニティとは、具体的にはどのような内容なのか、ご教示願います。

【回答 4】

お言葉を借りて説明させていただけば、「人類では初めての壮大な実験フェーズに日本は先陣を切って突入」するからこそ公共施設再配置計画は生まれ、また、多くの自治体が注目をしているものと考えています。

また、義務教育施設は、日本国憲法第26条並びに学校教育法第38条及び第49条により、市町村による必置義務のある施設であることから、最優先に位置付けています。そして、道路や下水道施設を除き、市が所有する公共施設の中で、最も多くの土地と建物を占めている義務教育施設を有効に活用していくことは、より高い公共施設サービスの提供につながるものと考えています。

公共施設再配置計画は、高齢者への視点を忘れてはおりませんが、多目的、多用途の利用を進めることが、高齢者を含めた世代の福祉の増進につながるものと考えています。

この点において、「コミュニティの拠点」とは、地域の乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の市民が集まる場所という意味で用いています。

◆ 5 白書の見える化のレベルについて

- ・ 公共施設白書では、各公共施設の現状を数字で捉えて見える化をされており、数字での把握や相対的な比較が定量的にできるようになって、一目で理解ができるようになったことは大きな利点と認識しております。
- ・ 然しながら、利用者の少ない施設では、それがなぜ少ないのか、増やすのはどういう課題があるのか、それにはどうすればいいのか、というような視点での調査・考察が不足しているように思えてなりません。
- ・ 現状の利用レベルのデータだけで、その施設は無駄との拙速な誤判定が下されてしまうことにつながる懸念はないでしょうか。
- ・ その施設を創る時には、目的、目標があったはずですが、それがどういう理由で現状の実態に落ち込んでいるのか、施設の問題なのか、人材不足なのか、利用の智慧の不足なのか、時代が変わったのか、等々、そういう、より本質的なところまで落とし込んで、その施設の将来像をきちんと見つけなおすプロセスが必要ではないでしょうか。解析が不十分のように思えてしょうがないのですが。

【質問事項】

公共施設の利用度については、その原因、背景にまで切り込んだ調査結果のデータ、およびそのデータを受けての市の考え方をご提示ください。

【回答5】

白書とは、一般的に客観的な事実を明らかにするものであり、公共施設白書においても同様です。

また、各施設にはそれぞれの設置目的があり、現状の施設を維持すべきとの御意見もありますが、超高齢化と人口減少が進む状況において、厳しい状況にあることは再配置の方針の中でもお示ししているところです。

多目的、多用途な利用を可能にしながら公共施設の床面積を減らし、収支構造の見直しなども進めることにより、将来の市民にも必要性の高い公共施設サービスを楽しんでいただけるようにしていかなければならないと考えています。

【2】シンボル事業①についての民間活力導入可能性調査報告について
～ 西中学校体育館等と西公民館の複合化 ～

ホームページ公開資料に対して、以下の質問、要望事項を提出させていただきます。

(◆1～◆4の各項目の夫々に①②③の形式で質問、要望事項を記します)

◆1 調査の方針について

① 市民にとっては、学校教育と並んで、社会教育は重要です（憲法が掲げる大事な権利です—第26条[教育を受ける権利]）。

市としては、社会教育行政を今後どういう考えで推進されるのか、その大方針をご教示願えませんでしょうか。

この大方針の具体化として、今後の公民館行政をどう進めてゆくのか、そしてさらに踏み込んだ一つが、今回調査のような施設プランとして出てきている、と認識しております。

【回答6-1】

本市社会教育行政の指針となるものとしては、平成23年3月に策定した「第2次秦野市生涯学習推進計画」が挙げられます。

この計画では、基本理念として、「市民が楽しく気軽に取り組むことができその成果を自らが適切に評価して 学んだことを地域で生かせる 生涯学習に」と掲げています。

今後も、この計画に掲げる施策を中心に、基本理念に掲げた生涯学習の実現に向けて努めていきたいと思えます。

〈参考：計画のホームページ〉

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/s-gakushu/kyoiku/shogai/shogaigakushu.html>

② 調査委託プロポーザルでは、前提としてこの施設での教育や公民館活動についての条件提示は何なのでしょう。社会教育の視点から、公民館機能をどう位置付けての調査なのでしょう。

【回答6-2】

「社会教育法に基づく公民館」というとらえ方だけでなく、現在の西公民館の利用者が、引き続き生涯学習などの活動をするために必要となる機能を基本として、調査を行っています。

- ③ ㈱日本経済研究所の選定に至る経緯をコンペティター比較と併せてご教示お願いいたします。

【回答 6 - 3】

この事業者は、平成24年11月8日に行われたプロポーザルにおいて、教育委員、社会教育委員、学校長、市幹部職員の12名の審査により、参加6社の中から最も優れた内容であるものとして、選定されました。

審査項目、審査結果等の詳細については、ホームページで公開していますので、こちらでご確認ください。

〈参考：プロポーザルに関するホームページ〉

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/k-somu/kyoiku/kyoiku/shochu/19580205.html>

- ④ 市のあるべき姿、将来像などは、前提条件として調査会社にはどのように提示されたのでしょうか。

【回答 6 - 4】

総合計画、都市マスタープラン、公共施設の再配置に関する方針及び再配置計画など、すでに公表済のものに加え、公共施設白書作成の基礎情報である施設調書などに記載のある利用者数やコストに関する情報を提供しました。

- ⑤ 県の補助金が3分の1ですが、県の法令やそれに伴う制約は何なのでしょうか。

【回答 6 - 5】

神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金「市町村提案型事業」（他市町村のモデルとなる事業）の交付対象としての採択を受けたものであり、今後の事業内容等に対して制約を受けるものではありません。

- ⑥ 調査委託にあたり、町づくりとの整合性はどうか、どう判断されたのでしょうか。

【回答 6 - 6】

総合計画に掲げる「地域まちづくり計画」、都市マスタープランに掲げる「地区別まちづくりの方針」等における西地区の地域特性を踏まえたうえで調査を実施しています。

- ⑦ 中学校の学習環境への影響については、実施してからダメとわかっては手遅れとなります。リスクの明確化とその対処方針について、透明性をも

っての早期公表をお願いいたします。この事前評価は誰がどういう基準で行い、誰の責任で判断するのかの方針もご教示お願いいたします。

【回答 6 - 7】

義務教育を行う学校施設ですので教育環境への影響については、最優先で配慮すべき事項です。時宜を得て、学校関係者や専門家などのご意見も伺いながら、検討を進めていきたいと考えています。

また、学校施設と市民利用施設の複合化を行うことは、文部科学省の後押しもあり、全国で事例が相次いでいます。こうした先行事例も参考にしていきたいと思います。

⑧ 文科相のガイドラインにある『①公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表を行う』の推進をお願いいたします。

⑨ 文科省のガイドラインに

『PFI 事業検討の基本的スタンス

事業の実施方法としては、通常方式によるものの他、PFI を含めた幅広い民間活用の方法を検討することが必要です。PFI は事業実施のための一手法であり、まず PFI ありきの発想はするべきではありません。あくまで、公共サービスの向上と公的財政負担の縮減が可能かどうかで判断します。』とあります。

『公的財政負担の縮減』の視点に偏ることなく、『公共サービスの向上』を判断基準をお願いいたします。

【回答 6 - 8】

本調査は、民間活力の導入により、「公共サービスの向上と公的財政負担の縮減が可能かどうか」を調査したものです。

なお、ここでいうガイドラインとは、「公立学校施設整備 P F I 事業のための手引書（平成 1 5 年 4 月文部科学省）」を指すものと思われませんが、本市の考え方も同様に、P F I 方式は事業手法の選択肢の一つにすぎないとして、今回実施した調査も「P F I 導入可能性調査」ではなく、「民間活力導入可能性調査」としたものです。

⑩ 契約前提は、10 年～30 年ですが、市の将来像をどう考えてのこの施設なのでしょう。

また、変動の激しい社会で、こういう長期契約は企業側、市側に大きな制約になるのではないかと危惧しますが、この視点でのお考えをご教示願

ます。

【回答 6－9】

民間が施設の管理運営を行った場合でも、公共施設であり、その中心は義務教育施設となることから、長期間安定して施設の利用を行うことができる事業手法の一つになると考えています。

また、義務教育以外の部分については、将来の人口構成の変化、公共施設に対するニーズの変化に柔軟に対応する必要があります。このため、公共施設再配置の方針において、「複合化の核となる施設の建替えに当たっては、スケルトン方式による建替えを行います。」としています。

今回の複合施設においても、将来の利用形態の変更が、柔軟に行える構造、仕様の可能性について、検討することとしています。

なお、10年から30年の期間は、今回の調査の中で民間事業者へのアンケートの結果として、民間事業者側からも提示されているものです。

- ◆ 2 市ホームページの資料「義務教育施設と地域施設の複合化事業に対する民間活力導入可能性調査について」

A 【資料全体に関して】

- ① 市の公表資料は部分開示の資料のため、全体像が把握でききません。早急に報告書全体の開示をお願いします。

【回答 7－1】

公表している資料は、庁内外のより多くの方が理解しやすいものとして、概要版を作成したものです。

なお、報告書の内容は、170ページ以上に及ぶ検討資料であり、広く市民向けに広報することを前提に作成したものではないことから、報告書全体をホームページ上で公開する予定はありません。なお、非公開とする情報ではありませんので、まずは西公民館において、要約版を閲覧できるようにしますのでご覧ください。

- ② 西中学校の建て替えとの整合性は言及がありませんが、条件としていっさい考慮しない要件なのでしょうか。そうだとしますと、その根拠は何なのでしょうか。

ここでも「部分の最適は、決して全体最適ではない」の視点が抜けているように見えますが。

【回答 7 - 2】

西中学校の2棟の校舎の建替えを指すものと思いますが、土地利用計画を考える際には、既存校舎の取り扱いをどうするのかは基本的事項です。

この2棟の校舎は、耐用年数（文部科学省の定める処分制限期間）が、それぞれ15年と26年残っていることに加え、西中学校区における児童・生徒は、減少するものと考えられます。

これらのことから、西小学校及び堀川小学校も含め、西中学校区全体での校舎の配置を念頭に置く必要がありますが、現時点では、この2棟の校舎の建替えを計画に含めることは時期尚早であると判断して、今回の調査対象には含めないこととしましたが、将来の建て替えを踏まえて、今回の複合施設のエリア設定を検討しています。

③ 高齢化の加速が進んでいますが、高齢者への配慮はどう考えられての検討なのでしょうか。

【回答 7 - 3】

【回答 4】でお答えしましたとおり、多目的、多用途の利用を進めることで、高齢者を含めたあらゆる世代の福祉の増進につながるものと考えています。

④ 渋沢駅を含めての町づくりの視点は検討前提に考慮されていないように見えますが、なぜなのでしょうか。

【回答 7 - 4】

義務教育施設の建替えは、学校活動に支障のないよう既存の施設を使いながら新しい施設の建設を進めることが理想的であると考えます。

その点では、国道（北）側の敷地を活用することが好ましいと考えますが、今回の複合施設は、渋沢駅から商店街を抜け、施設に至ることができる南側の敷地も検討対象としています。

B 【敷地に関して（交通アクセス）】

① 活用敷地は、北側（国道側）と断定されていますが、駅からの利便性、人の流れをどう解釈しての判断なのでしょうか。

② 駅からの人のアクセスは少数だとの判断なのでしょうか。

③ ユーザを国道利用の車利用者に決めての検討に見えますが、行政の視点で妥当と考えておられるのでしょうか。

【回答 8 - 1】

国道（北）側の敷地は南側敷地に比べて、駅からの距離が道のりで50メートルほど遠くなります。

しかしながら、今回の複合施設には、車での来場が多くなることも想定され、南側敷地においては、「西公民館入口」の交差点から西公民館に至る間の道幅からすると、生徒の通学や歩行者の安全確保に配慮が必要になるものと考えています。

④ 利用者として、他市の住民も積極的に取り入れるための国道側利用の方針でしょうか。

【回答 8 - 2】

【回答 7 - 4】や【回答 8 - 1】でお答えしましたとおり、学校活動への支障や歩行者の安全性の確保の点からは、国道（北）側の敷地を活用することが好ましいものと考えますが、南側の敷地についても検討していきます。

C 【施設構成参考プランの機能及びイメージに関して】

① 『施設の中に備える機能を以下のとおり想定

— スポーツ機能（アリーナ、プール、武道場等） — 集会機能

— 実習機能（音楽、創作活動、調理等） — 図書室 — 【消防分署】』

との想定ですが、これは市の方針でしょうか、それとも調査会社の決定でしょうか。

市としてはこの妥当性はどう考えておられるのでしょうか。

少子高齢化の危機感での公共施設再配置としますと、ここには市の大方針がどう反映されているのでしょうか。少子化への対処、高齢化の対処が見えないのですが。

【回答 9 - 1】

施設の中に備える機能は、今回の調査に当たって現在の西公民館や義務教育施設に必要な機能として想定したものです。

老朽化した公共施設を建て替えるに当たり、複合化することによってプールを屋内化して通年利用することや体育館も学校で利用する以外に、より多く市民が利用できるよう、多目的、多用途の施設として利用する視点を持って検討を進めています。

② この提案は3階建てですが、根拠は何でしょうか。

【回答 9 - 2】

今回の調査において、参考プランの一つとして作成したもので、他に2階建てのプランも参考として作成しています。概要版では、敷地の形状などから最も可能性の高いものとして掲載しています。

建築基準法上は、7～8階建てまでの対応が可能であり、階数や床面積については、今後さらに詳細な検討を進めてまいります。

③ 屋内プール設置は、営利目的の施設としての必然性でしょうか、市としての方針でしょうか。

【回答 9 - 3】

【回答 9 - 1】でお答えしましたとおり、学校プールを屋内化して通年で広く利用することとし、水泳だけではなく、中高年の方の健康づくりのための利用も想定され、市民の利便性が大きく向上することになります。

なお、室内プールの設置する場合には、大きな負担を残すことにならないよう、効率的な管理運営についても検討を進めてまいります。

④ 施設の中に【消防分署】を設ける案に関して、一つの建物の中から消防車、救急車が出動してゆくことには、中学校教育現場の環境として大きな懸念を覚えますが、如何でしょうか。

【回答 9 - 4】

現在も近接している中で、40年にわたる消防・救急業務が行われていることを踏まえて、併設する場合には、施設規模や構造等を検討する中で、敷地の活用などを含め、総合的に判断する必要があるものと考えています。

⑤ 教育現場への不審者侵入防止の配慮は、複合化のプランの段階から必須ですが、この面で調査の前提条件には考慮されているのでしょうか。

【回答 9 - 5】

当然に最も配慮が必要となる事項であると考えています。今回の調査では施設の平面プランにおける生徒及び利用者の動線への配慮をしていますが、さらに学校をはじめ関係者の意見を踏まえて、安全面の確保に関する検討をしていきます。

D 【施設面積に関して】

① 建物面積の根拠が理解できません。なぜこの面積での算出でしょうか。

【回答 9 - 6】

今回の調査において、参考プランの一つとして作成したもので、現在の公民館の諸室の面積や、学校の特別教室の面積、文部科学省の基準に基づくアリーナの面積など、一般的な面積から各スペースの大きさを想定し、それに共用部分の面積を加えて、合計したものです。

E 【事業費算出、コスト比較に関して】

- ① コストの内訳とその前提条件の開示をお願いいたします。
- ② 『秦野市の実質の負担は、公設公営方式よりも、PFI方式のほうがコストを要する結果となり』とありますが、コスト要因の詳細をご教示願います。

【回答 10 - 1】

〈公設公営とした場合〉

建設関連費用：調査会社の協力会社である設計事務所の計算です。

管理運営関連費用：おおね公園温水プール、総合体育館、西公民館の実績

資金調達：学校施設整備債、一般単独事業債を想定(1.1~1.3%)

利用料収入：おおね公園温水プール、総合体育館、西公民館の実績

〈PFI方式の場合〉

建設関連費用：公設公営の場合の15%削減見込み

管理運営関連費用：長期一括発注により委託料、修繕料は、公設公営の場合の15%削減見込み

利用料収入：公設公営の場合の10%増見込み

資金調達：市中金利での借入れ

- ③ 『民間事業者にとって、事業への参加意欲を持ちえる事業であると評価できる。投資利回り[PIRR]2%以上』となっているのに対し、市側のコストは増加となっています。

ここは算出前提の取り方で、数字は大きく変わるように思いますが、パラメータをふってのシミュレーションは実施されたのでしょうか。

【回答 10 - 2】

本調査は、この分野における実績が豊富であり、信頼のおける専門会社が実施しているものです。調査の手法等の詳細に対する御意見は、今後の参考とさせていただきます。

F【事業効果の評価に関して】

- ① 『性能発注の効果— 性能発注(従来方式は仕様発注)を行うことにより、民間事業者の創意工夫や競争原理が働き、さらに効果額を見込める。』
とありますが、今回の調査では、性能発注の負の側面を考慮して踏み込まなかったのでしょうか。

【質問内容に対する確認項目 1】(質問書の内容に関して、市が質問者に対し再確認を行った結果を記載します。以下同じ)

確認事項： 「性能発注の負の側面」とは、何を指すものか明示してください。

回 答： 仕様発注との対比でのデメリットという意味です。

【回答 1 1 - 1】

当然、「仕様発注」、「性能発注」ともにメリットとデメリットがあります。
今回の事業のように民間の力をできるだけ活用するためには、「仕様発注」よりも「性能発注」のほうが効果は高く負担の軽減につながるとともに、より高いサービスを提供できるものと理解しています。

- ② 『民間による運営の効果— 民間活力を長期契約で導入することにより、柔軟な施設活用による収益性の向上を見込むことができる。』
とありますが、長期間になると、市の将来像の明確化が大前提になります。それが見えない中で、こういう契約はあまりにもリスクが大きくはないでしょうか。

【回答 1 1 - 2】

【回答 6 - 9】でお答えしましたとおり、民間が施設の管理運営を行った場合でも、公共施設であり、長期間安定して施設の利用を行うことができる事業手法の一つになると考えています。

- ③ 『先進的 PPP(公民連携)手法の効果— 民間が建物を所有し、学校教育活動を含め、市が使用する時間を賃借する(使用料を支払う)ケースについての効果を試算したが、その結果、30年間でランニングコストを含め約8億円の効果を生むと試算。ただし、この方法は新たな発想であり、提案を引き出す新たな事業スキームを検討する余地がある。』
とありますが、この算出根拠含めて詳細データの開示をお願いいたします。

【回答 1 1 - 3】

【回答 1 0 - 1】に記載した公設公営の場合のコスト要因に基づき計算した額と、民間所有施設を賃貸した場合の比較による試算ですが、賃貸料（使用料）の額は、渋沢駅周辺の賃料相場の額 2, 0 0 0 円／㎡・月を用いています。

④ 『プールの屋内化により、近隣小学校のプールを廃止できれば、維持費や将来のプール更新費用も軽減可能』との記述ですが、教育現場で子どもの視点に立って、この運用は現実的なのでしょうか。

【回答 1 1 - 4】

水泳の授業は、天候や水温に左右され、特に小学校では、指導要領の求める時間の確保に苦慮する状況にあります。屋内プールの利用により、6月、7月という期間にこだわることなく、通年での利用が可能となることから可能性を記載したものです。

G 【アンケート調査に関して】

① アンケート対象企業のこの施設での業態に、市の行政として課した制約は何でしょうか。また、行政サービスとの整合性の考え方は如何でしょうか。

【回答 1 2 - 1】

あらゆる可能性を調査するため、制約は設けていません。

② アンケート対象企業は、全国レベルの企業、神奈川県内企業か、市内の企業の内訳をご教示お願いいたします。

【回答 1 2 - 2】

回答企業の中立性を保ち、また、忌憚のない意見をお伺いするため、本市の指示に基づきアンケート回答企業は匿名となっており、本市には知らされておられません。各業種の手、又は神奈川県内において事業実績のある企業を選択したとの報告を受けています。

③ アンケート企業の中で、国道側が必須の回答はどの程度なのかご教示をお願いいたします。

【回答 1 2 - 3】

アンケートの自由意見での任意の記述となりますが、事業を担当することができる企業（不動産、建設、電鉄系）1 2 社のうち、5 社が、また、運営

を担当することができる企業（スポーツ・フィットネス、教育、高齢者福祉、物販系）8社のうち1社が北側敷地を望ましいと回答しています。

- ④ 『・「募集要項確定前に、民からの自由なアイデアを募るインセンティブ付き提案制度を広げてほしい」
- ・「応募要件で実績に厳しい条件をつけないでほしい」
 - ・「実績のある事業者へのヒアリングにより、民間企業の実態に合った条件設定で募集してほしい」
 - ・「事業性の判断ではなく、予算や人事で事業が中止される。継続性を高める組織作りを。また、民間企業の努力による利益を保証してほしい。」』との要望ですが、市の方針と合致するのでしょうか。

【質問内容に対する確認項目2】

確認事項： 「市の方針」とは、どの方針を指すものか明示してください。

回答： アンケートでの要望事項への市のお考えが述べられていませんので、これらの要望は市として受けられるのでしょうか、の意です。

【回答12-4】

アンケートの回答内容は、今後の事業構想の検討に当たり、忌憚のない意見として捉えています。

H【ヒアリング調査に関して】

- ① 『民設の場合、事業を失敗すると撤退のリスクあり』とありますが、これは民間企業ならすべてにあてはまることと思います。逆に、激動の世界の動きが一層加速している中で、現実的に30年もの長期契約が可能なのか、従来の延長でものごとが考えられなくなっている中で、課題をどう認識されているのでしょうか。

【回答13-1】

【回答6-9】でお答えしましたとおり、民間が施設の管理運営を行った場合でも、公共施設であり、長期間安定して施設の利用を行うことができる事業手法の一つになると考えています。

- ② 『公共施設は健康増進、民間施設は技術力向上などの住み分けが必要』とは何を意味するのでしょうか、ご教示をお願いいたします。

【回答 1 3 - 2】

施設内を区分するような運営形態の場合には、健康増進などでは、収益性が低いので公共施設側が担い、民間施設側では、収益の見込める技術力向上を図るためのスポーツ教室などの分野を担うということであると考えます。

I 【今後の課題に関して】

- ① 『_ 施設整備・権利形態の条件精査 民間事業者が所有権を持つことは、現時点で積極的に取り組みたいとする事業者は限られる。公と民のリスク負担等の諸条件を精査し、事業構想を検討する必要がある。』
- の[事業者は限られる。]の視点から、数の拡大を狙うのでしょうか、あるいは、限られた事業者の言い分に合うように[公と民のリスク負担等の諸条件を精査し、事業構想を検討する必要がある。]との判断をされるのでしょうか、市の考え方をご教示お願いいたします。

【回答 1 4 - 1】

「限られた事業者の言い分に」合わせるのではなく、より低い税の負担で、より高いサービスを実現するというシンボル事業の本旨にのっとり、民間事業者との対話を進め、諸条件を精査し、具体的な事業化を進めていきたいと考えています。

- ② 『①民間事業者へのインセンティブー 民間事業者は公との連携による安定性に魅力を感じている。民間事業者の提案の幅を広げるとともに、インセンティブを与えれば、より活用の可能性が高まる。
- ②民間収益事業が成立し得る公民のバランスー 公と民が施設を共用し稼働率を高めることに賛同する一方で、学校等の公共利用とのバランスが懸念される。施設構成、利用方法に配慮した検討を進める必要がある。』の①と②の検討に際しては、この公共施設再配置の目的、根本的な考え方が問われると考えます。誰のために、再配置を考えるのかの根源的な課題と考えますが、市の取り組み方針、基本的な考え方をご教示お願いいたします。

【回答 1 4 - 2】

公共施設の再配置は、「将来の市民に大きな負担を先送りすることなく、義務教育をはじめとする真に必要性の高い公共施設サービスを持続可能なものにする」ために実施しているものです。

③ 『消防西分署の併設』は、消防行政全体の中での位置付けとの絡みになりますが、市の具体化の検討課題は何なのでしょうか。

【質問内容に対する確認項目③】

確認事項： シート8の1【今後の課題に関して】③のうち、「市の具体化の検討課題」とは、何を意味するものか明示してください。

回答： 消防行政全体からみでの消防西分署の課題の意です。

【回答14-3】

消防西分署は、第二東名の完成後、下り線の御殿場市まで、上り線の伊勢原市まで管轄区域が拡大する予定であり、分署機能の増強が求められます。西分署の建物は耐用年数までにまだ間があり、耐震性にも問題はありませんが、西公民館と同時期に建設したもので老朽化が進む状況にあります。

このため、今回の調査において、複合施設への併設の可能性を含めた検討を行っています。【回答9-4】でお答えしましたとおり、施設規模や構造等を検討する中で、敷地の活用などを含め、総合的に判断する必要があるものと考えています。

④ 『想定される事業手法の体系』の中で、『対話が必要』の対話の対象者は、事業者なのでしょうか。

西自治連のような地元住民団体や、西公民館や利用者、西中学校教職員やPTA等の当事者、関係者との対話はどう進めるご意向なのでしょうか。

【回答14-4】

この場合における「対話」とは、公民連携（公と民が連携し、役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実・向上を図ることを実現する概念・手法の総称）を進めるに当たり、用いられている手法を表している行政用語です。

今回の複合施設は、老朽化した教育施設の建て替えに当たり、地域の皆さんと知恵を出し合い協働する中で、地域や子どもたちにとって、より良い施設づくりを創造し、本市の新たな公共施設整備のモデル事業としていきたいと考えています。

このため、自治会や関係者の皆さんに、今回の調査の参考プラン等をたたき台として、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

◆ 3 市の「平成 25 年度第 1 回シンボル事業①調整ワーキング・グループ議事録」

① 『③ 今後のスケジュールについて

⇒ 8～9月から、業務委託により民間事業者との「対話」を進め、民間活力を活用した事業スキーム等の検討を行いたい。今年度中の事業構想の策定を目標とする』

とあります。この対話は、『業務委託により民間事業者との「対話」』であり、地元の関係者（西自治連や町づくり委員会等）、直接の当事者（西公民館とその利用者、西中学校教職員とPTA、）などとの対話は、どのように考え、今後、どのように進めていくお考えなのか、ご教示お願いいたします。

【回答 15-1】

【回答 14-4】でお答えしましたとおり、自治会や関係者の皆さんに、今回の調査の参考プラン等をたたき台として、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

② WG 議事録で、『今後はこのWGを課長級の組織に切り替える』とあります。この理由は何なのでしょう。現場から遠い管理職に判断が任されることに危惧を覚えます。管理職に適切な判断ができることのお考えの根拠は何でしょうか。

【回答 15-2】

全庁的体制でこの事業に取り組んでいくため、推進体制の機能強化を図るためです。

「管理職に適切な～」の部分は、一つの御意見としてお聞きしておきます。

③ 『⑤ 検討資料等については、ホームページで公表しているが、今回の調査結果に関する資料については、西地区の公民館等でも閲覧に供することが必要だと思われるので、適宜対応をお願いしたい。』

とあります。議事録にはこれへの市の方針が記載されていませんが、きちんと対応をお願いするとともに、西自治連にも開示をお願いいたします。

【回答 15-3】

ここでいう資料は、会議に用いた資料であり、ホームページで閲覧できるものと同じものです。また、ホームページでの公表直後から、西公民館内の掲示板に掲示し、閲覧できる状態にしてあります。

◆ 4 : 今後の進め方

- ① 大きくは、公共を担う多様な主体との「協働・連携」での推進をお願いいたします。
- ② 本資料の質問・要望事項をもとに、市の詳細な見解を伺う中で、地元側とのきちんとした議論を実施し、今後の「協働・連携」での進め方の方針を決めていけば、と考えております。
- ③ 市の地元への説明会や、シンポジウムなどの開催は行わないのでしょうか。
- ④ 今後の進め方のステップに、ワークショップのような市民の声を聞く手法は採用しないのでしょうか。
- ⑤ 重要な決め事には、市民代表の参加を求めては如何でしょうか。

回答 16 - 1】

財源や継続性を含め、現在の市民のみならず、将来の市民にも責任ある事業の枠組みを作り上げることは、行政が責任を持って行うべき作業であると考えています。そうした中で、【回答 14 - 4】でお答えしましたとおり、自治会や関係者の皆さんに、今回の調査の参考プラン等をたたき台として、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

また、今後の事業の進捗に応じて、市民参画を得るための対象者や手法などについては、関係者の方々のご意見を伺いながら検討していきます。

以上